

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等）</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>（2）・（3） [略]</p>	<p>（共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等）</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）<u>若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業</u>により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>（2）・（3） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。